

東京学芸大学コミュニティセンターの使用等に関する内規の一部改正について

改正理由：施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （使用料） 第7 学外者が使用する場合の1時間当たりの使用料（光熱水費を含む。）は、次のとおりとする。ただし、あらかじめ学長が認めた地域団体の使用料は、これによらないことができる。 (1) 第2学生ラウンジ <u>800円</u> (2) コミュニティホール <u>900円</u> (3) コミュニティセンター（全体） <u>1,700円</u> 2 使用料は、現金で前納するものとする。 3 支払われた使用料は、原則として還付しない。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この内規は、令和8年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （使用料） 第7 学外者が使用する場合の1時間当たりの使用料（光熱水費を含む。）は、次のとおりとする。ただし、あらかじめ学長が認めた地域団体の使用料は、これによらないことができる。 (1) 第2学生ラウンジ <u>600円</u> (2) コミュニティホール <u>700円</u> (3) コミュニティセンター（全体） <u>1,300円</u> 2 使用料は、現金で前納するものとする。 3 支払われた使用料は、原則として還付しない。 〔省略〕